

令和2年8月25日更新  
令和2年4月1日更新  
令和2年2月10日作成

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

2020年対策 旅行業務取扱管理者試験  
標準テキスト 2. 旅行業法・約款 改訂のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

- ・2020年対策 旅行業務取扱管理者試験  
標準テキスト 2. 旅行業法・約款 6版（令和2年1月22日発行）  
ISBN 978-4-86486-711-5

改訂内容

頁	内 容
旅行業法・約款テキスト 95ページ 1-6. 通信契約 3行目 100ページ 1-4. 電話等による予約 (1) 1行目 148ページ Section 3 契約の成立 (3) 1～2行目 151ページ Section 4 契約の成立 (3) 1～2行目	(改正(改訂)前) ～、電話、郵便、ファクシミリ～ ↓ (改正(改訂)後) ～電話、郵便、ファクシミリ、 <u>インターネット</u> ～

<p>旅行業法・約款テキスト 95ページ 1-7. 電子承諾通知</p>	<p>(改正(改訂)後) <u>タイトルを含め、全文削除ください。</u></p>
<p>旅行業法・約款テキスト 100ページ 1-3. 契約の成立時期 (2)(3)  104ページ 2-4. 契約の成立時期 (2)(3)  107ページ 3-3. 契約の成立時期 (2)(3)</p>	<p>(改正(改訂)前) (2) 通信契約の場合は、旅行業者が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に、契約は成立する。 (3) <u>通信契約において、旅行業者が電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に、契約は成立する。</u> ↓ (改正(改訂)後) (2) <u>通信契約の場合は、旅行業者が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に、契約は成立する。</u></p>
<p>【追加】 100～101ページ 1-4. 電話等による予約 (4)</p>	<p>(改正(改訂)前) 電話等の通信手段による予約の場合において、申込金の納入が契約の締結よりも先にあったときは、旅行業者が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時（旅行業者が電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時）に、契約は成立する。</p> <div data-bbox="573 1064 1210 1267" data-label="Diagram"> <pre> sequenceDiagram     participant T as 旅行者     participant A as 旅行業者     T-&gt;&gt;A: 申込金 (申込金が承諾より先)     A--&gt;T: 承諾の通知   </pre> </div> <p>↓</p> <p>(改正(改訂)後) 電話等の通信手段による予約の場合において、申込金の納入が契約の締結よりも先にあったときは、<u>旅行業者が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に、契約は成立する。</u></p> <div data-bbox="573 1499 1210 1711" data-label="Diagram"> <pre> sequenceDiagram     participant T as 旅行者     participant A as 旅行業者     T-&gt;&gt;A: 申込金 (申込金が承諾より先)     A--&gt;T: 承諾の通知   </pre> </div>

<p>旅行業法・約款テキスト 240ページ ポイントチェック 約款 問題編 問5</p>	<p>(改正(改訂)前) 通信契約において電子承諾通知を発する場合は、旅行業者が当該通知を旅行者に発した時に契約は成立する。</p> <p>↓</p> <p>(改正(改訂)後) <u>通信契約は、旅行業者が契約の締結を承諾する旨の通知を旅行者に発した時に成立する。</u></p>
<p>旅行業法・約款テキスト 258ページ ポイントチェック 約款 解答編 問5</p>	<p>(改正(改訂)前) 正解 × 誤り。通信契約は、旅行業者が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立する。ただし、当該契約において“電子承諾通知を発する場合”は、当該通知が旅行者に“到達”した時に成立する。〔TEXT:P100〕</p> <p>↓</p> <p>(改正(改訂)後) 正解 × 誤り。<u>通信契約は、旅行業者が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に“到達”した時に成立する。〔TEXT:P100〕</u></p>
<p>旅行業法・約款テキスト 157ページ 国際航空運送約款 1-2. 航空券</p>	<p>(改正前)「MCO」… 運送人又はその指定代理店により発行される証票又は電子証票で、当該証票に記載されている人に対する航空券の発行又は旅行のためのサービスの提供を要請する証票又は電子証票をいう。</p> <p>↓</p> <p>(改正後)「MCO」… 運送人又はその指定代理店により発行される証票又は電子証票で、当該証票に記載されている人に対する航空券の発行又は旅行のためのサービスの提供を要請する証票又は電子証票をいう。</p> <p><u>(ANA規定なし)</u></p>
<p>旅行業法・約款テキスト 167ページ 国際航空運送約款 9-1. 運送の拒否等 ⑦に1項目追加</p>	<p>(追加項目) <u>重傷病者又は、感染症及び感染症の疑いがある場合（この場合は拘束することはできない。）</u></p>

<p>旅行業法・約款テキスト 177ページ</p> <p>国際航空運送約款 13-3. 手荷物に対する責任 限度 (1)</p>	<p>(改正前) モントリオール条約が適用される運送の場合の 航空会社の手荷物の責任限度は、旅客1人当たり 1,131SDRを限度とする。</p> <p>↓</p> <p>(改正後) モントリオール条約が適用される運送の場合の 航空会社の手荷物の責任限度は、旅客1人当たり <b>1,288SDR</b>を限度とする。</p>
<p>旅行業法・約款テキスト 184ページ</p> <p>国内航空運送約款 2-6. 運送の拒否及び制限 (1)の③に1項目追加</p>	<p>(追加項目) <u>感染症又は感染症の疑いがある場合(この場 合は拘束することはできない。)</u></p>

以 上